

**岐阜羽島衛生施設組合  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**令和5年3月**

**岐阜羽島衛生施設組合**

## ■目次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	5
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 活動項目	
(4) 対象とする温室効果ガス	
(5) 計画期間	
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削

減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

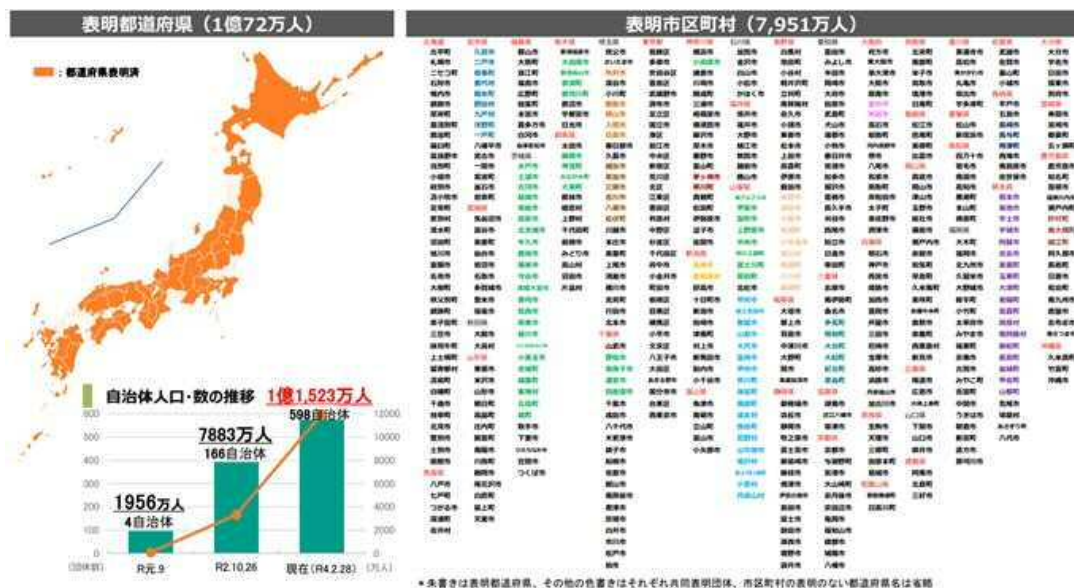


図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」  
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

岐阜羽島衛生施設組合（以下「本組合」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、岐阜羽島衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「組合計画事務事業編」という。）を策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

組合計画事務事業編の対象範囲は、本組合の全ての事務・事業とします。  
対象施設は、し尿処理施設・ライフポート柳津・運動広場とします。

### (3) 活動項目

活動の区分	排出が想定される温室効果ガス
他人から供給された電気の使用	CO <sub>2</sub>
自動車の走行	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O
浄化槽でのし尿及び雑排水の処理	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O
カーエアコンの使用、廃棄	HFC

### (4) 対象とする温室効果ガス

組合計画事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の 4 種類とし、その他の温室効果ガスについては、本組合の事務・事業からは排出されない又は排出による影響は小さいと考えられることから対象外とします。

温室効果ガスの種類	排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用、燃料の使用	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	燃料の使用	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	1430

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準として、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化に影響するかを示す数値

(5) 計画期間

2023 年度から 2030 年度末までの 8 年間を計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2027 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	...	2023	2024	2025	2026	2027	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

図 2 計画期間のイメージ

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

組合計画事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画（2021 年 10 月閣議決定）及び構成市町の総合計画、環境基本計画に即して策定します。

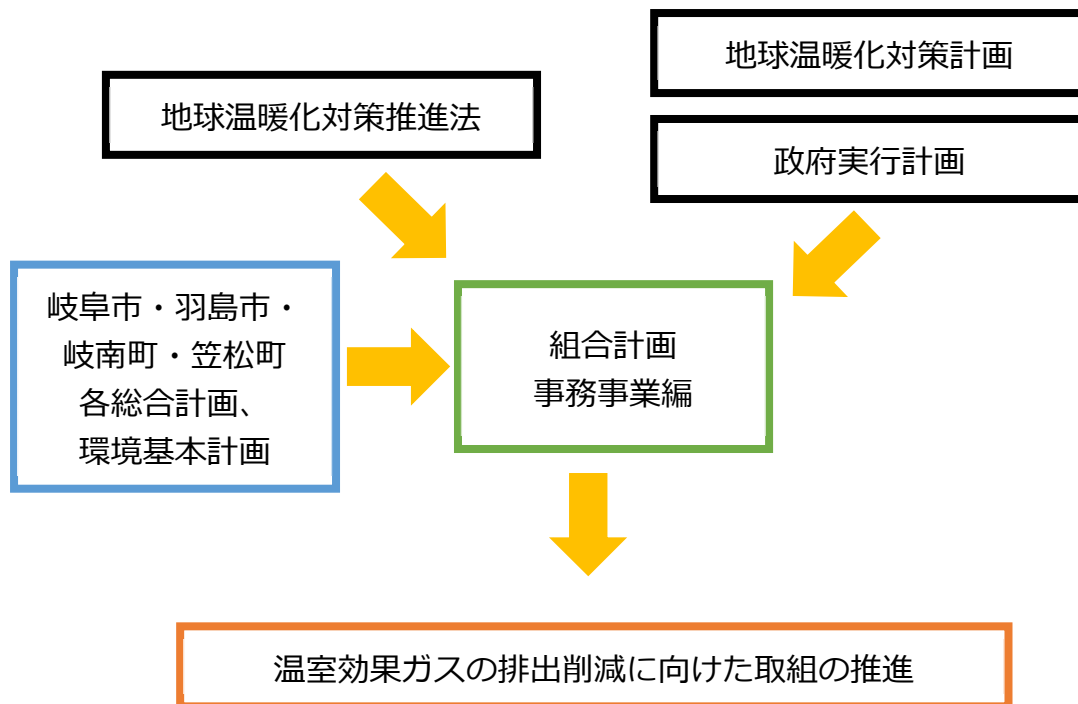


図 3 組合計画事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

岐阜羽島衛生施設組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、724 t-CO<sub>2</sub>となっています。

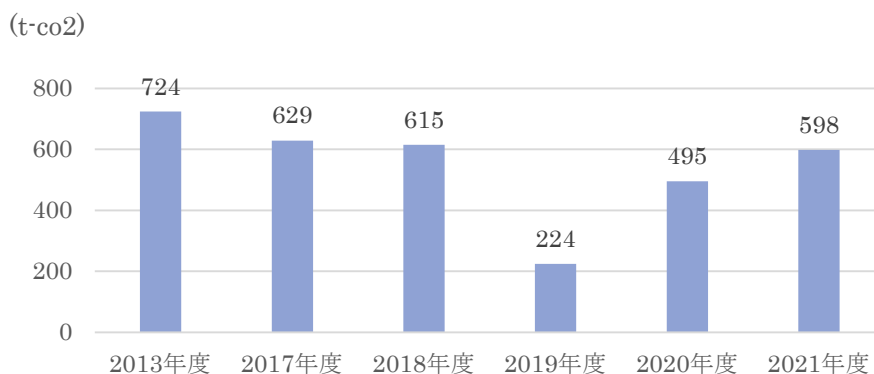


図 4 岐阜羽島衛生施設組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、し尿処理施設が 97.7%、ライフポート柳津が 1.8%となっています。

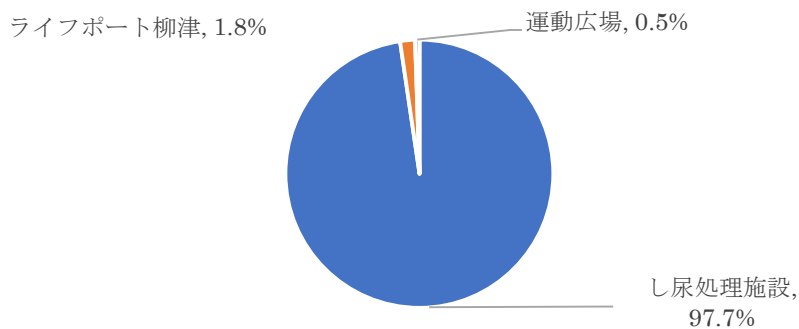


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013 年度)



また、エネルギー種別では、電気が全体の 99.61%を占め、後はガソリン 0.39%となっています。電気が全体の 99%を占めています。

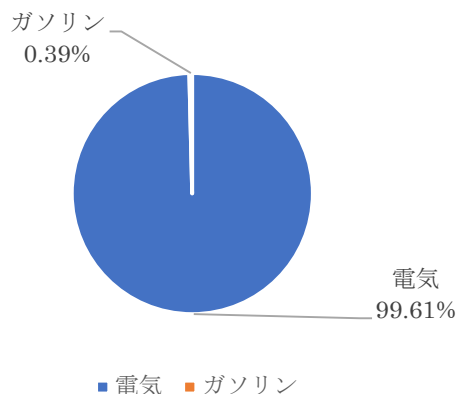


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013 年度）

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

岐阜羽島衛生施設組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は減少傾向にある。減少した要因として、下記に示すものが挙げられます。

- し尿処理施設へのし尿及び浄化槽汚泥の投入量の減少に伴い、施設で使用するエネルギーが減少した。
- 設備改良工事を実施し、エネルギー効率のよい機器に変更した。

※2019 年度の温室効果ガス減少は、化石燃料によらない発電を主とする電気供給事業者から電気供給を受けたため。

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、岐阜羽島衛生施設組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 46%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	724t-CO <sub>2</sub>	333t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	46%

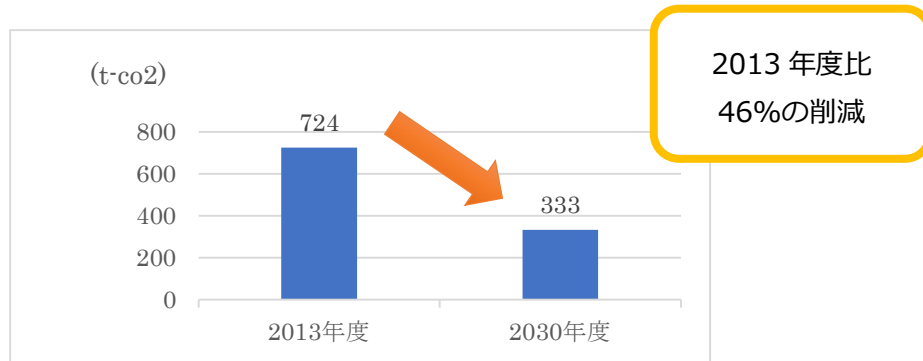


図 7 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- し尿処理施設設備のプロワー等の管理及び脱水機等の清掃を行い、消費電力を削減します。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- し尿処理施設の設備更新時に省エネ設備を導入し、エネルギー使用を減らす。
- 施設内の電気器具のLED化を進めます。

### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。

### ④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- トイレに利用者がいない場合は消灯する。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。
- 会議資料のデータ化や文書の両面印刷に努めコピー用紙の削減に取り組む。
- 使用済封筒の再利用に努める。
- 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ごみの分別を徹底する。
- 使い捨て容器等の購入を控える。
- ノー残業デーの徹底に取り組む。
- 急発進、急加速を行わない。（エコドライブの実施）
- 公用車から離れる際は、必ずエンジンを切り、アイドリングストップ

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

組合事務事業編を推進するために、事務長を委員長とする「岐阜羽島衛生施設組合地球温暖化対策委員会」（以下、「組合対策委員会」という。）を設けます。

各課の係長を地球温暖化対策推進責任者とします。

組合地球温暖化対策委員会

事務長を委員長、各課の課長等（推進責任者）で構成します。事務局を総務課内に設置し、事務局から組合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、組合事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

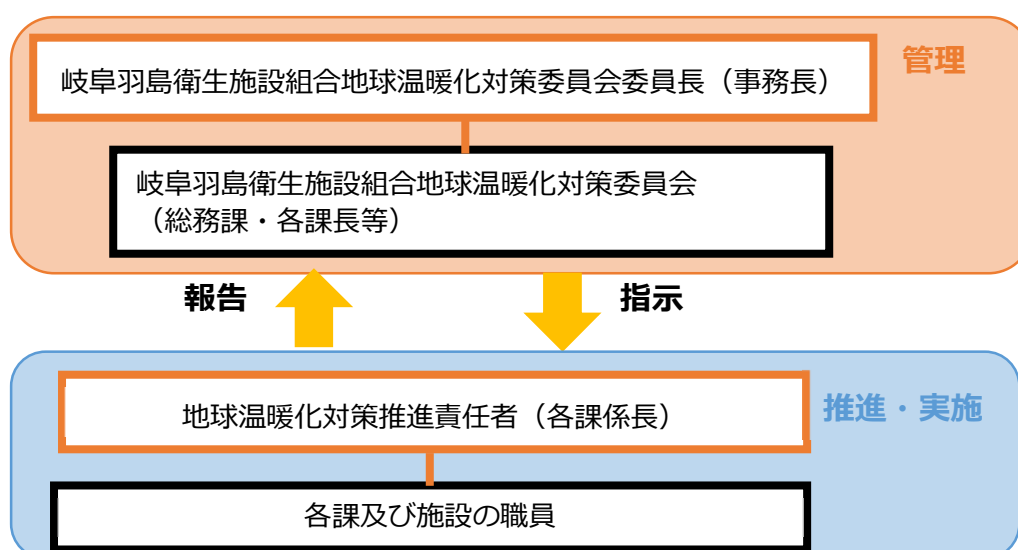
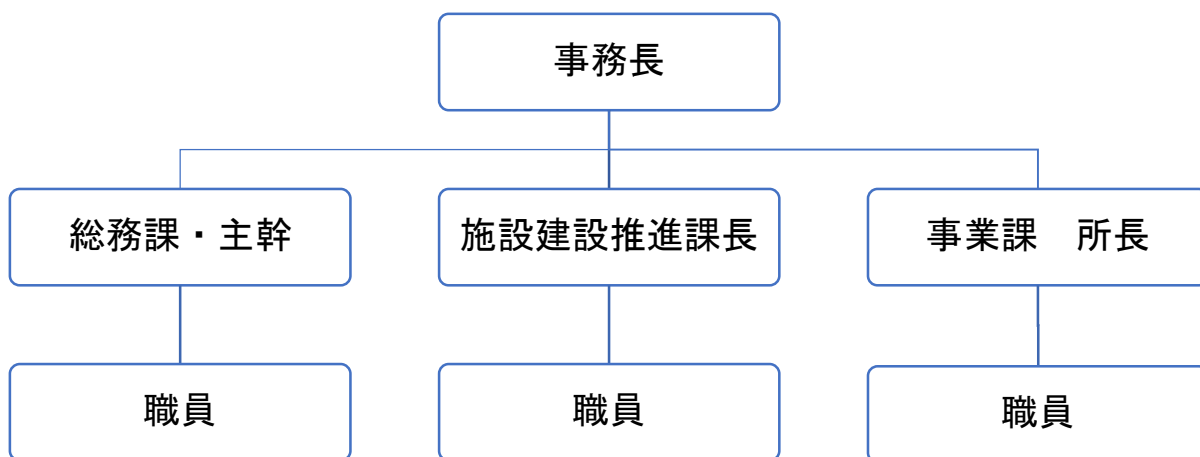


図 8 岐阜羽島衛生施設組合事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

組合計画事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、組合計画事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

### ① 毎年のPDCA

組合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して組合対策委員会に報告します。組合対策委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

組合対策委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に組合計画事務事業編の改定を行います。

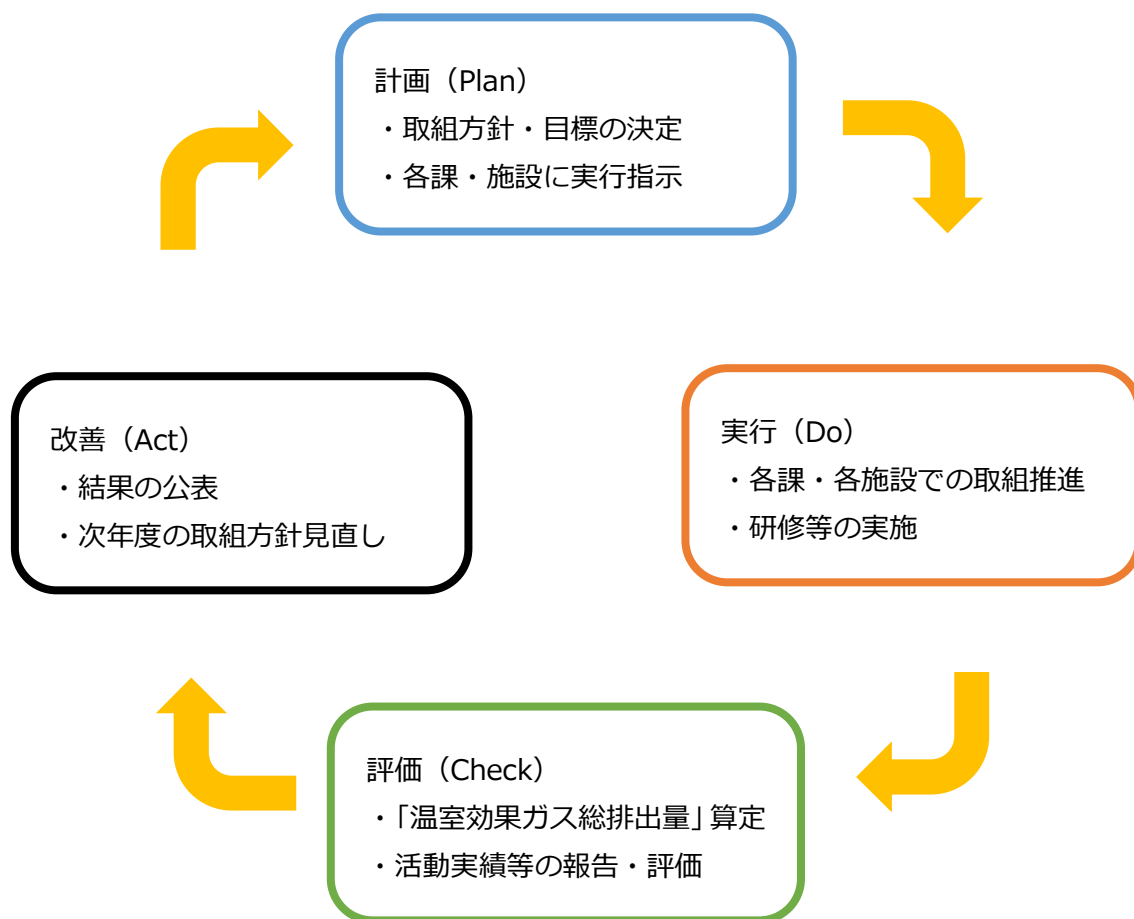


図 9 毎年のPDCAイメージ

## (3) 進捗状況の公表

組合事務事業編の進捗状況は、岐阜羽島衛生施設組合ホームページ等で毎年公表します。